

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
1	鹿児島県 知 事	鹿児島県出水郡在住 47歳の男性	平.13.2.27 出生時から発育が 遅れ、現在まで四 肢の痺れ、歩行困 難、頭痛、からす まがり等の症状	平.13.12.26 (平.14.1.7) (平.14.3.28)	平.14.4.25	水 俣 病 定 認	棄 却 請求人には、全身の感 覚障害を認めるもの の、小脳性運動失調、 平衡機能障害及び中枢 性聴力障害は認め難 く、求心性視野狭窄及 び中枢性眼球運動障害 を認める積極的所見は ない。また、小児水俣 病に該当する知能障害 は認められない	審査請求人は、昭和34年 鹿児島県出水郡で出生 同43年まで同地に居住  同43～57年まで鹿児島市 に居住 同57～63年まで大分県別 府市に居住 同63～平成2年まで出水 郡に居住 同2～4年まで鹿児島県 加世田市に居住 同4～現在まで出水郡に 居住
2	同 上	鹿児島県出水市在住 83歳の女性	平.13.9.14 昭和32・3年頃から 手足の痺れ、頭重 感、耳鳴り、から すまがり、全身の 脱力感等の症状	平.14.9.26 (平.14.11.25) (平.15.2.6)	平.15.3.6	水 俣 病 定 認	棄 却 請求人には、四肢末梢 の感覚障害、小脳性運 動失調、平衡機能障害 及び求心性視野狭窄は 認められず、聴力障害 は老人性と考えられ、 中枢性眼球運動障害を 認める積極的所見はな い	審査請求人は、大正12年 鹿児島県出水市で出生 昭和15年まで同地に居住  同15～17年まで福岡県小 倉市(当時)に居住 同17～現在まで出水市に 居住

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
3	富山県知事	富山県富山市在住 62歳の男性	平.15.1.31 平成9年頃、下股 痛で入院、歩行不 可 平成12年頃より、 右肘関節・腰・背 部・両足に強い痛 みを訴え入院	平.15.6.16 (平.15.8.7) (平.15.10.1)	平.15.10.16	㊦㊦㊦病 認 定	原処分を取り消す 認定申請者について、 追加提出された平成3 年4月のX線フィルム は、右尺骨の病変の成 因を考察する上で、影 響を与え得る存在であ ると考えられるが、こ の資料は認定審査会 では検討されていない。 したがって、これを審 査資料として加えた上 で、改めて認定審査会 の意見をきく必要があ る。	認定申請者は、審査請求 人の母 大正10年出生、出生から 死亡時まで、富山県富山 市(旧婦負郡)に居住  認定申請は、平成14年6 月 平成15年1月、認定申請 者が死亡(享年81歳)し たため、同月、認定申請 者の長男が決定申請を行 った
4	同 上	富山県富山市在住 66歳の男性	平.14.3.5 45歳頃より、全身 の関節痛、腎臓病 等で加療 平成3年3月、要 観察者の判定 全身痛により寝た きりの状態で、食 事も介助	平.15.6.16 (平.15.8.7) (平.15.10.1)	平.15.10.16	㊦㊦㊦病 認 定	棄 却 認定申請者には㊦㊦㊦ 病に見られるいくつか の所見があるが、それ らの所見が認められる 時期や状態は様々で一 致しておらず、全身疾 患である㊦㊦㊦病によ る骨軟化症の存在を積 極的に示しているとは 言い難い。また、認定 審査会の最終的判断に 特に問題は認められ ず、その意思決定の過 程に著しい瑕疵があっ たとは認められない。	認定申請者は、審査請求 人の母 明治44年出生、出生から 死亡時まで、富山県富山 市(旧上新川郡)に居住  認定申請は、平成14年3 月 同月、認定申請者が死亡 (享年91歳)したため、 認定申請者の二男が決定 申請を行った